

技 第 6 8 7 号
建 不 第 1 2 4 7 号
令 和 4 年 2 月 1 5 日

各建設業関係団体の長 様

千 葉 県 県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を
実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）
に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、令和4年2月10日付け事務連絡で国土交通省不動
産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、本県においては、別紙2のとおり取り扱うこととしました
ので、貴団体におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116

事務連絡
令和4年2月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月3日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年2月10日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府31県から、同年2月12日をもって高知県を追加した1都1道2府32県に変更するとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、高知県において実施すべき期間を同年2月12日から同年3月6日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。

技 第 6 8 7 号
建 不 第 1 2 4 7 号
令 和 4 年 2 月 1 5 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を
実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）
に伴う工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和4年2月10日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）について、下記及び「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年6月10日付け技第184号及び建不第330号）並びに「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」（令和3年8月24日付け技第353号建不第636号）のとおり引き続き適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 施工中の工事等における感染拡大防止措置等

施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど適切に対応すること。

2 施工中の工事等における一時中止措置等

施工中のすべての工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の受注者に、日常のコミュニケーション等により今後の対応について確認し、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行うこと。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。また、一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとること。

3 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116